

京都市告示第491号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和6年11月8日

京都市長 松井 孝治

申請者名称	サービス種別	事業所名及び 事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人やすらぎの里	就労継続支援 B型	やすらぎの里 共同作業所 2614100762	京都市伏見区石田 大山町33番地3 6	令和6年10月31日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)